

里親等委託の推進について

里親等委託の推進に向けた具体的な改善方策等について

(1) 次期社会的養育推進計画に基づく里親等委託推進の確保

- 各都道府県における次期社会的養育推進計画（令和7～11年度）策定時に、**里親等委託率について、原則、国が策定要領に掲げる目標（乳幼児75%以上、学童期以降50%以上）と同等の水準の数値目標を定めることを求めるとともに、国の目標を既に達成している又は達成する見込みのある都道府県等にあつては、国の目標を超えた数値目標を求め、次期計画終期までの全都道府県・指定都市・児童相談所設置市における里親等委託率目標達成を確実に遂行する。**

(2) 里親等委託の推進に向けた具体的な方策

- 令和6年度以降、**里親支援センターの設置に伴う支援強化のみならず、民間フォスタリング機関の活用や研修の強化**により、里親等委託の推進に向けた地盤強化を進めるとともに、
 - ・ **次期推進計画策定後の里親等委託の都道府県等別の進捗状況を毎年度調査し、自治体別数値の公表**
 - ・ **都道府県等ごとにヒアリングを行い、里親等委託が進まない要因分析及び対応を自治体に助言**を行うこと等により、自治体の取組を促す。

里親等委託を進める上での主な課題

① 登録里親確保の問題

- ・ 里親制度の社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない。

② 登録里親の養育技術・経験にばらつきが存在する問題

- ・ 里親の養育技術及び経験にばらつきがあり、こどもの状態像によっては委託先の里親に限られる場合がある。

③ こどもと里親のマッチングの問題

- ・ 里親の希望する条件（年齢、性別、養子縁組可能性等）に合致しない。

④ こどもが抱える問題の複雑化に伴う里親家庭への継続的な支援の必要性

- ・ 発達障害等こどもが抱える問題の複雑化に里親が対応するための養育技術の向上が必要。

⑤ 実親の同意の問題

- ・ 里親等委託に対する実親の同意を得ることが難しい。

【里親支援センターの創設】 《児童入所施設措置費等国庫負担金》 令和6年度予算案：1,485億円の内数（1,392億円の内数）

- 令和4年改正児童福祉法により、里親支援センターを児童福祉施設として位置づけ、措置費支弁対象となる体制強化を図る。これにより、新たに里親になろうとする担い手の開拓と登録、研修による資質向上、こどもとの丁寧なマッチング、委託後の継続的な里親支援や自立、委託解除後のアフターケアまでを行い、里親等への委託を推進し、家庭養育を推進し児童の養育環境の向上を図ることとしている。

【里親支援センター等人材育成事業】 《里親支援センター等人材育成事業費補助金》 令和6年度予算案：74百万円（0百万円）

- 里親支援センター職員への研修の実施による職員の質の向上や、里親支援センターや自治体、児童養護施設等の関係機関による全国的なフォーラムを開催し、里親支援センター等の担い手の掘り起こしや確保、関係機関との連携や情報共有等を行う。
さらに里親支援センターに対する第三者評価業務に従事する者等への研修の実施により、第三者評価に従事する者の資質向上により里親支援センターの機能向上を図る。

【里親養育包括支援（フォスタリング）事業】

《児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金》 令和6年度予算案：177億円の内数（208億円の内数）

※R5予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算案では、他の予算科目に移管を行っている。

- 里親支援センターでの支援に加え、地域の実情等によって里親支援業務を実施する場合には、フォスタリング機関を里親支援センターによる支援機能を補強・補完するためのランチとして機能させることを念頭に当該フォスタリング機関に対する補助を行う。
- また、専門里親登録のための研修回数を年2回とし、専門里親の増加を図り、養育里親では受託困難なこれまで施設に措置していたケアニーズの高い児童の里親等委託の推進を図る。

【里親への委託前養育等支援事業】

《児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金》 令和6年度予算案：177億円の内数（208億円の内数）

※R5予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算案では、他の予算科目に移管を行っている。

- 里親の資質向上のための研修受講経費について、研修受講旅費の単価を拡充するとともに、里親負担となっているテキスト代等新たに補助対象とすることで里親の研修受講を促進し、登録里親及び委託里親の増加を図り、里親等委託を推進する。

【ファミリーホームの機能強化等】 《児童入所施設措置費等国庫負担金》 令和6年度予算案：1,485億円の内数（1,392億円の内数）

- 被虐待経験や愛着障害、発達障害等の課題を抱えるケアニーズの高い児童を受け入れているファミリーホームに個別対応職員を配置することにより、これまで施設に措置していたケアニーズの高い児童のファミリーホームへの委託の推進を図る。

【里親制度等の広報】 《里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業費補助金》 令和6年度予算案：2.1億円（2.1億円）

- 特設サイトによる潜在的な里親の担い手の関心の段階に応じた情報提供を行い、里親になることの具体的な検討と里親登録を後押しする。また、毎年10月を「里親月間」として位置付け、里親制度やファミリーホームを推進するための集中的な広報啓発を都道府県等と連携して全国各地で実施する。

【都道府県社会的養育推進計画の見直し】

- 都道府県社会的養育推進計画（令和2年～11年度、前期：令和2年～6年度、後期：令和7～11年度）の後期計画に係る策定要領に基づき、これまでの取組や不調の要因等を分析させ、新たな方策とともに、目標達成に向けた取組を進める。
また、後期計画に係る策定要領を発出し、都道府県においては、改めて地域の実情の見直しを進めるとともに、次期推進計画の下、里親等委託を加速していく。

【各都道府県等における取組事例の横展開】

- 各都道府県等における里親等委託の取組事例について、担い手の開拓、研修、マッチング等の個別項目ごとに横展開を行うとともに、活用しやすいよう通知等で示し、助言を行うなど伴走的に支援をする。

【各都道府県等における里親等委託の取組に対する助言等】

- 各都道府県等における里親等委託の取組状況を管理する体制として、都道府県等ごとの支援を専属で担当することも家庭庁職員（専門官等）を指名し、定期的に取組状況及び課題等について聴取しながら、必要な助言等を行う。
- 都道府県等の担当者の理解を促すとともに、自治体間ネットワークの形成に資するよう、課題の共有や解決策検討を行う等、意見交換の場を設ける。

PDCAサイクルの運用について

- 各自治体において、毎年度、自己点検・評価を実施し、その結果を都道府県児童福祉審議会等の合議制の会議へ報告することとするし、自己点検・評価によって明らかになった課題等については、速やかに取組の見直し等を行う。
- 国においては、各都道府県等の里親等委託の取組の進捗について、毎年度、調査を実施し、分析・評価を行った上で、都道府県等別の取組状況を公表する等により都道府県等の取組を促すとともに、継続的にフォローを行い、必要な支援策を検討する。

里親等委託率の評価・分析について

(1) 里親等委託率の達成状況

- 里親等委託率については、国が作成する社会的養育推進計画策定要領において、原則、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上という目標を掲げている。一方、令和3年度末時点の全国平均の里親等委託率は、「3歳未満児」が25.3%、「3歳以上～就学前」が30.9%、「学童期以降」が21.7%となっており、国が掲げる目標と比較して低調となっている。
- なお、各年齢区分で国が掲げる目標と同等の水準まで向上する場合の全国平均の里親等委託率については、全国平均で56.2%。

(2) 里親等委託率と里親登録（認定）との関係

- 各自治体別に、里親等委託率と、代替養育を必要とするこどもの数に対する里親等が受託可能なこどもの数（以下、便宜上「登録率」という。）の関係をみると、里親登録が進んでいる（登録率が高い）自治体ほど、里親等委託率が高い。
一方、国が掲げる目標を達成するために必要な登録里親を確保できている自治体は少なく、各自治体においては、まず、里親登録数を増やしていくことが必要。（分析①・②）
- また、登録率と、里親等が受託可能なこどもの数に対する里親等へ委託されているこどもの数（以下、便宜上「稼働率」という。）の関係をみると、里親登録が進んでいる（登録率が高い）自治体ほど、里親登録をしても委託されていない里親（未委託里親）が増えている（稼働率が低い）。
このため、里親登録数を増やしていくとともに、委託候補里親の選定、委託に向けた調整、さらには国によるこれらへの支援も行っていくことが必要。（分析③）

(参考1) 国が掲げる目標と同等の水準まで向上する場合の全国平均の里親等委託率

	代替養育 必要児童数	里親等 委託児童数	里親等 委託率
現状	3歳未満児	2,884人	25.3%
	3歳以上就学前	5,341人	30.9%
	学童期以降	24,932人	21.7%
	全体	33,157人	23.5%
国の目標 を達成し た場合	3歳未満児	2,884人	75%
	3歳以上就学前	5,341人	75%
	学童期以降	24,932人	50%
	全体	33,157人	56.2%

(参考2) 里親等委託率と登録率及び稼働率との関係について

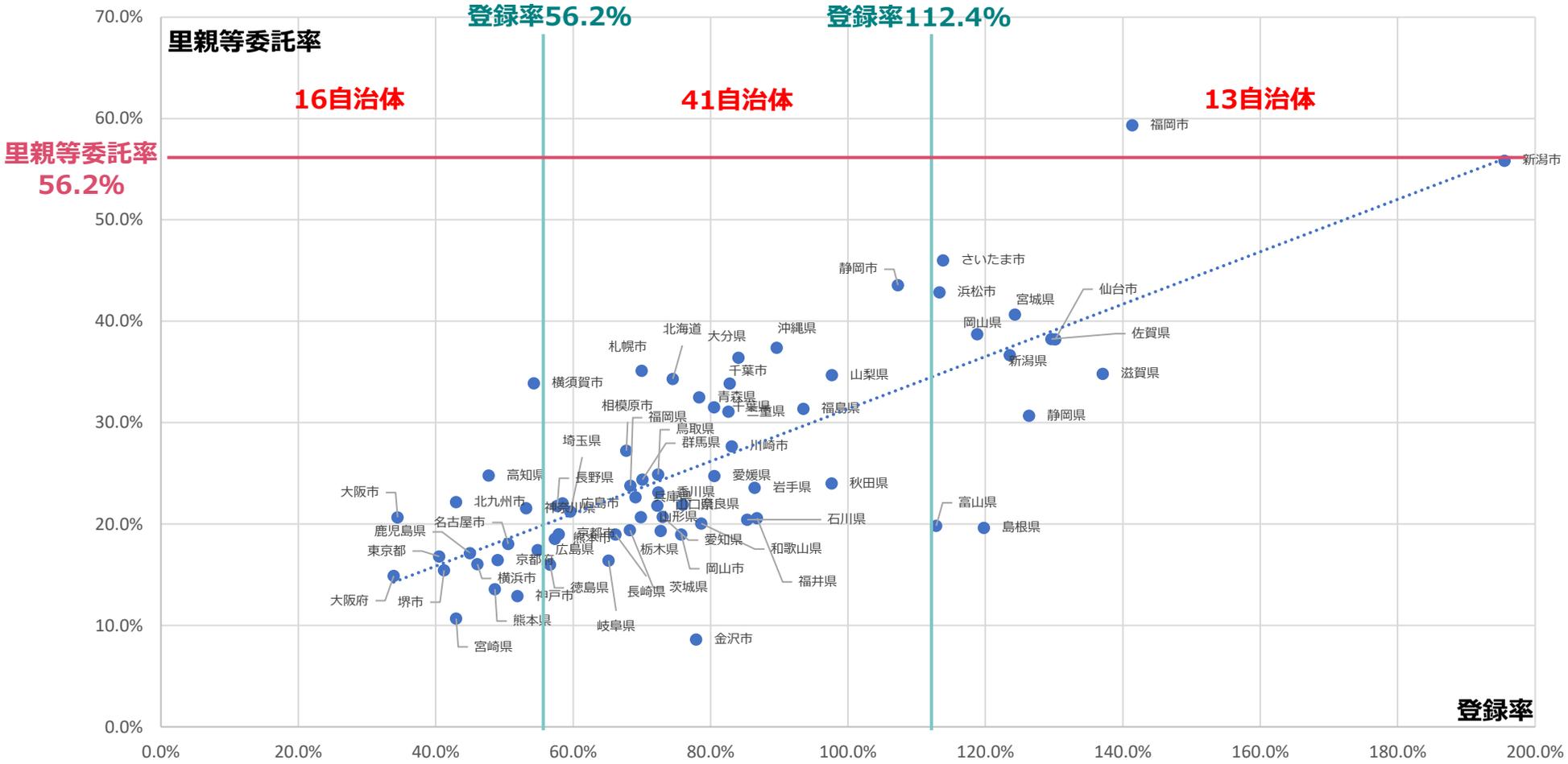
$$\text{里親等委託率} = \frac{\text{里親・FHの委託児童数}}{\text{代替養育必要児童数}}$$
$$\text{登録率} = \frac{\text{里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{FHの定員数}}{\text{代替養育必要児童数}}$$
$$\text{稼働率} = \frac{\text{里親・FHの委託児童数}}{\text{里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{FHの定員数}}$$

※1 参考1の「現状」については、令和3年度福祉行政報告例による。また「国の目標を達成した場合」については、各年齢区分の代替養育必要児童数について令和3年度末時点で固定し、国の目標を達成した場合として計算したもの。

※2 参考2の「里親登録数」については、里親登録世帯数に令和3年度末時点の里親1世帯当たりの平均受託児童数（1.26人）を乗じたもの。

<分析①> 里親等委託率と登録率との関係（令和3年度実績）

- 里親登録が進んでいる（登録率が高い）自治体ほど、里親等委託率が高い。
- 各都道府県等における里親等委託が国が掲げる目標と同等の水準まで向上する場合の全国平均の里親等委託率（56.2%）を達成するため、必要な里親登録を確保（この場合に目標を達成するため必要な稼働率：100%）できている自治体は54自治体（77.1%）であり、その2倍の登録里親を確保（同：50%）できている自治体は13自治体（18.6%）である。



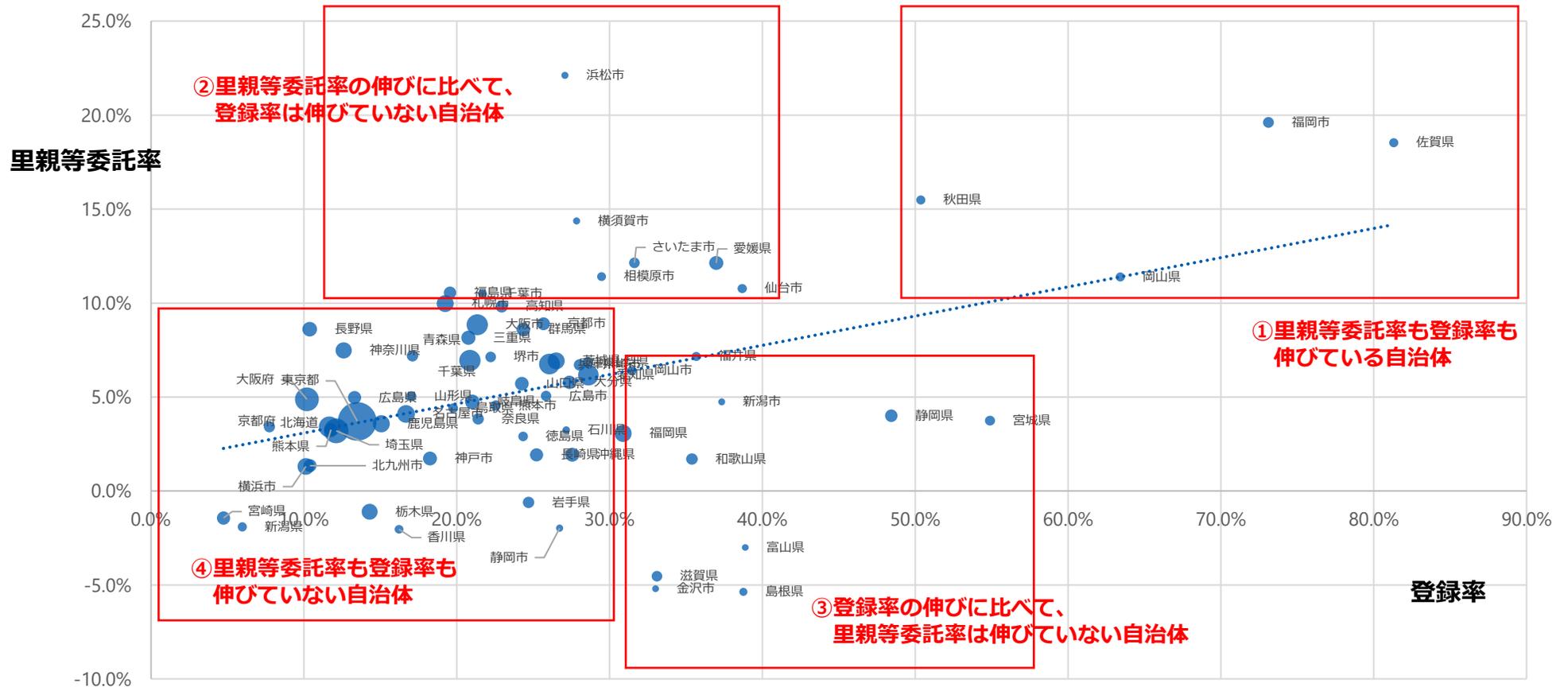
【参考】乳幼児の里親委託推進に関する調査研究報告書（令和2年度先駆的ケア策定・検証調査事業）福岡市のヒアリング調査

- ・ 福岡市では昨年度末時点で、登録里親 255 世帯（キーアセットの里親を含む）中、101 世帯に委託しており（一時保護委託を除く）、154 世帯は未委託里親となる。
- ・ この 154 世帯すべてに子どもを委託できるかといえば、養子縁組里親として名簿上登録しているだけの人もいれば、現時点で預ける状況にないと考えられる里親もあり、すべての登録里親に委託ができるわけではない。
- ・ 未委託里親が多い地域では、児童相談所の里親のアセスメントの問題や、十分な支援が提供できれば里親の能力が発揮できるがそれができないという児童相談所側の問題などが考えられるのではないかと。
- ・ キーアセットでは、一時保護委託だけを受けてくれる里親もあり、委託中の里親のレスパイト先となっている。委託中の里親家庭の後方支援を考えれば、登録里親数は委託中の里親家庭の倍ぐらいは必要ではないか。後方支援のための活動ならできる、という登録里親もいる

<分析②> 里親等委託率と登録率における平成28年度から令和3年度の伸び幅

▶ 家庭養育優先原則が規定された改正児童福祉法が成立した平成28年度と現在（令和3年度）の里親等委託率と登録率のそれぞれの差分を比較すると、4つの区分に大きく分けることができ、それぞれ以下のようなことが考えられる。

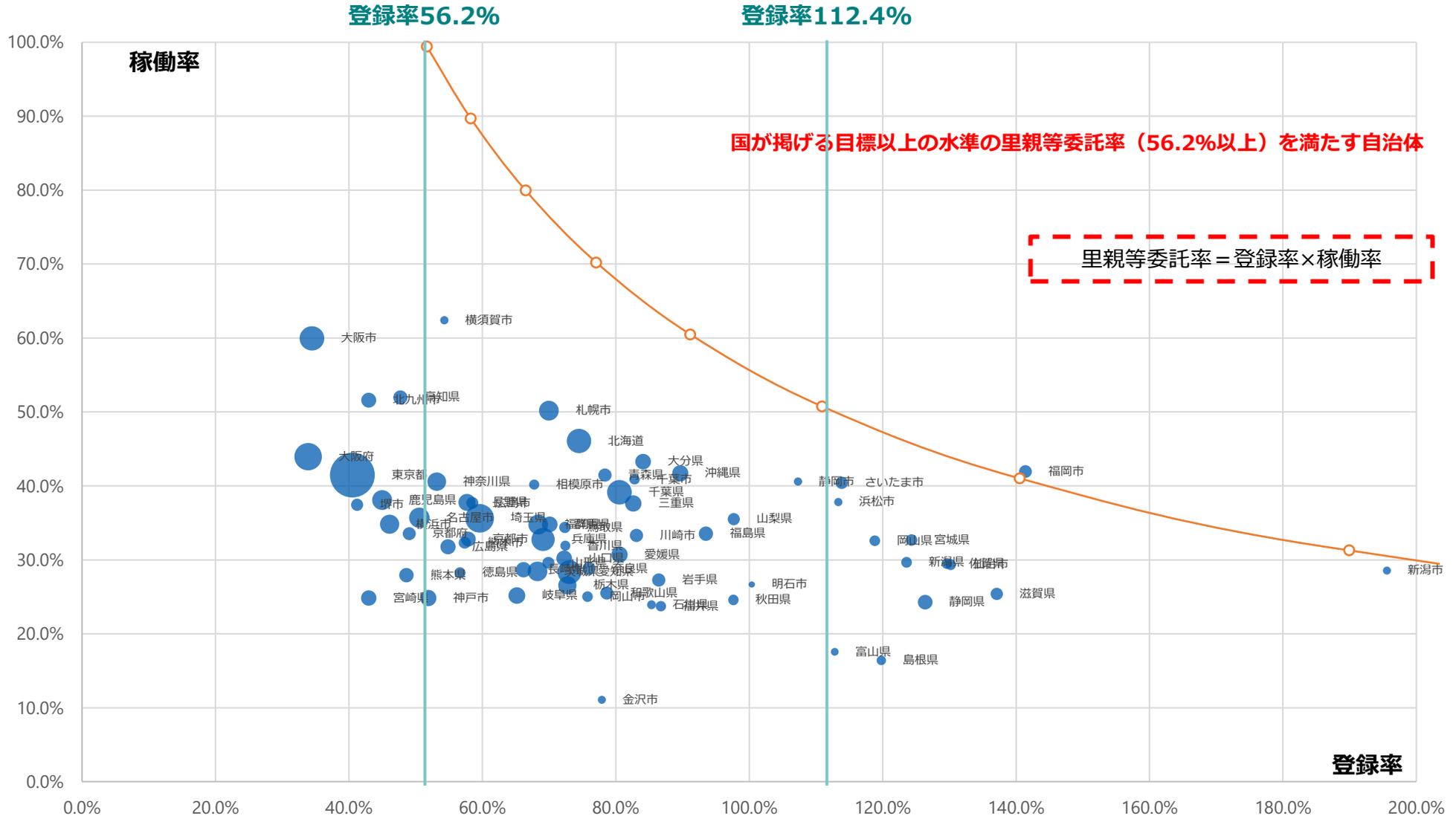
- ① ⇒ 着実に里親等への委託が推進されており、引き続き、取り組むことで、更なる里親等委託率の向上が見込まれる。
- ② ⇒ 登録里親を有効に活用できており、登録里親をさらに増やしていくことで、里親等委託率の向上が見込まれる。
- ③ ⇒ 未委託里親が増えており、マッチングを進めることで、里親等委託率の向上が見込まれる。
- ④ ⇒ 里親登録数を増やしていくとともに、マッチングを進めることで、里親等委託率の向上が見込まれる。



※ 各プロット（データマーカー）の大きさについては、代替養育を必要とする児童数（令和3年度実績）を示している。
 ※ 明石市は平成28年度時点では児童相談所設置市ではなかったことから、兵庫県に含めている。
 ※ 平成28年度と令和3年度における登録率の差分については、全ての自治体でプラスとなっている。
 ※ 上記グラフ中の破線は近似曲線である。

<分析③> 登録率と稼働率の関係（令和3年度実績）

- 稼働率が高い自治体については、登録里親を有効に活用できている一方で、目標達成に必要な登録里親を確保できていない。
- 一方、登録率が高い自治体については、委託されていない里親（未委託里親）が多く存在しており、登録里親を有効に活用できていない。



※ 各プロット（データマーカー）の大きさについては、代替養育を必要とする児童数（令和3年度実績）を示している。

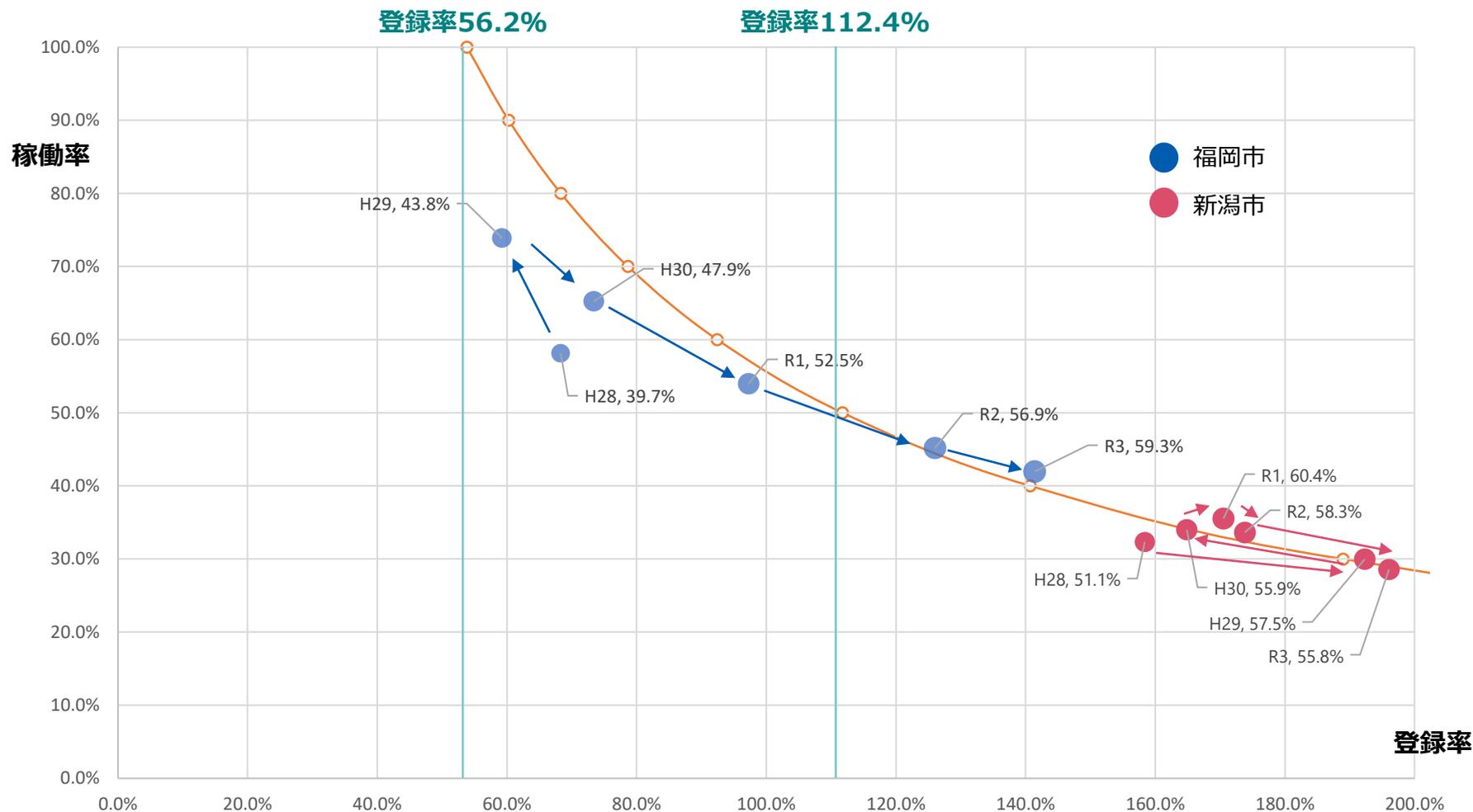
<参考事例> 福岡市、新潟市について

【福岡市】

- 平成28年度に、家庭移行支援係^(※)を設置することにより、里親支援体制の整備を行った。
 ※ 係長1名（入所調整）、児童福祉司4名（進行管理と個別支援）、自立支援員
- 家庭移行支援係を中心に、施設入所児童の家庭復帰・親族養育・養子縁組・里親委託を進めることにより、施設入所児童が大幅に減少した結果、里親等委託率が上昇し、国が掲げる目標と同等の水準まで達することができた。

【新潟市】

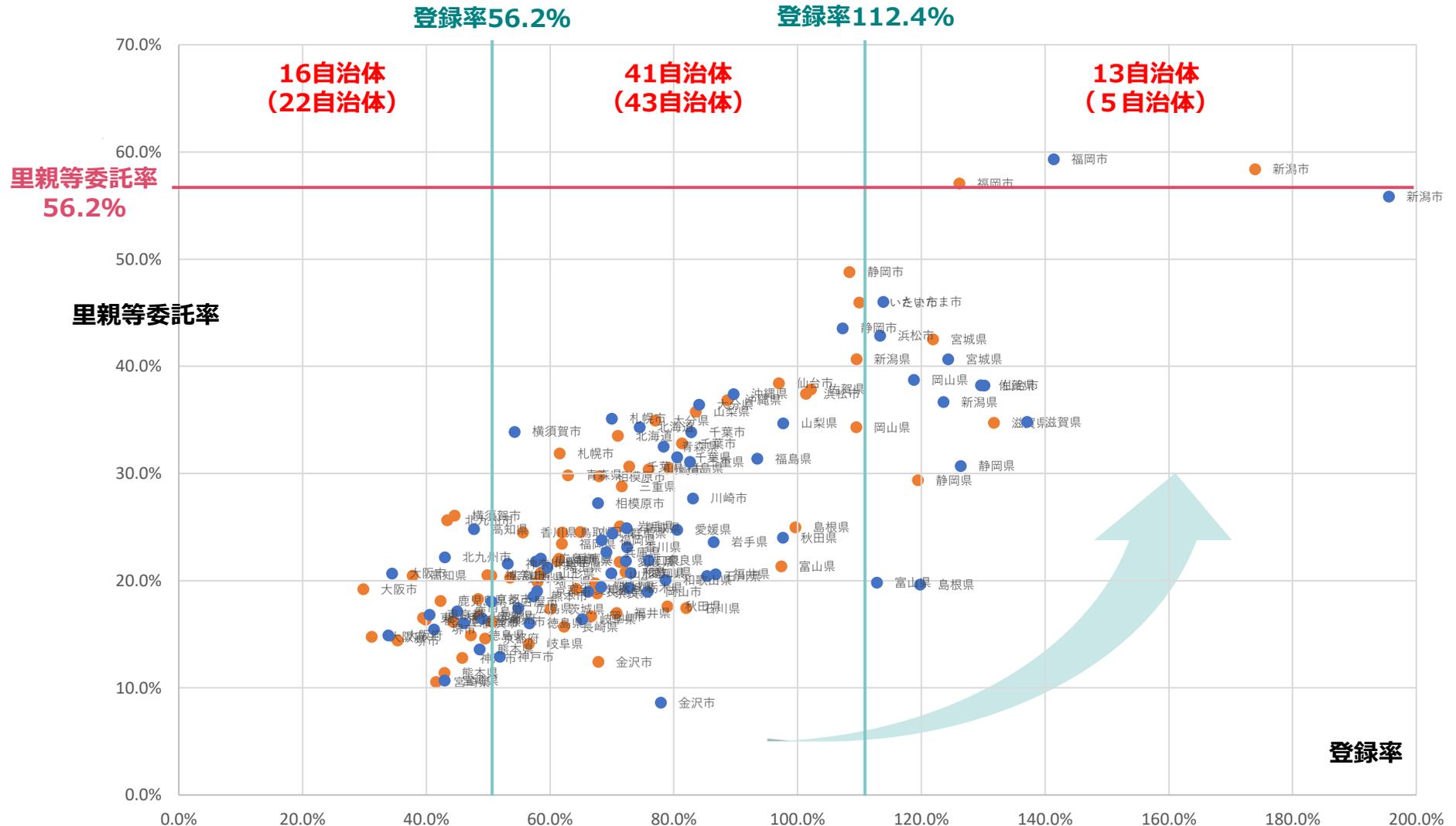
- 平成26年度から里親専任常勤職員1名+会計年度任用職員1名。令和5年度は専任で4名の体制としている。
- 登録里親数を増加させるため、里親制度説明会を増やすとともに、愛着や発達障害など難しい背景のこどもが増えている状況に鑑み、月2～3回の研修開催を行うほか、相談から委託、その後のサポートまで専任職員による一貫した支援を行い、里親支援体制の強化を図った。



※ 各プロット（データマーカー）の大きさについては、各年度における里親等委託率を示している。

<参考分析> 里親等委託率と登録率との関係（令和2年度実績との比較）

- 全体として、里親登録が進んでおり（登録率が上昇しており）、里親等委託率が上昇している。
- 各都道府県等における里親等委託が国が掲げる目標と同等の水準まで向上する場合の全国平均の里親等委託率（56.2%）を達成するため、必要な里親登録を確保（この場合に目標を達成するため必要な稼働率：100%）できている自治体は8.6%（48自治体（R2）→54自治体（R3））増加しており、その2倍の登録里親を確保（同：50%）できている自治体は11.4%（5自治体（R2）→13自治体（R3））増加している。



※ 各プロット（データマーカー）については、オレンジが令和2年度実績、青が令和3年度実績を示している。

(3) 都道府県社会的養育推進計画における目標の達成状況

- 都道府県社会的養育推進計画における里親等委託率の目標設定については、国が掲げる目標を下回る目標を設定している自治体が多い。
- 国が掲げる目標を下回る目標を設定している理由は、①登録里親確保の問題（4自治体）、②登録里親の養育技術・経験にばらつきがある（2自治体）、③こどもと里親のマッチングの問題（2自治体）、里親家庭への継続的な支援の必要性（1自治体）、⑤実親の同意の問題（5自治体）など。

は、策定要領に示す国の基準を満たすもの ※1は、「3歳未満」と「3歳以上就学前」合計の委託率 ※2は、全年齢合計の委託率

	H30年度末実績	5年目	7年目	10年目
		(R6年度末) 3歳未満	(R8年度末) 3歳以上就学前	(R11年度末) 学童期以降
国が策定要領に示す数値	20.5%	75.0%以上	75.0%以上	50.0%以上
北海道(札幌市)	34.5% (29.7%)	現状からの増加	-	-
青森県	27.8%	38.5%	-	47.9%
岩手県	26.2%	34.8%	44.3%	46.6%
宮城県	40.2%	※2 51.4%	※2 55.4%	62.2%
秋田県	12.2%	※2 26.0%	-	40.0%
山形県	20.0%	57.5%	-	31.7%
福島県	24.6%	75.0%	75.0%	30.0%
茨城県	16.8%	70.0%	-	60.7%
栃木県	19.2%	53.1%	54.4%	41.0%
群馬県	17.4%	34.0%	57.0%	50.0%
埼玉県(さいたま市)	18.8% (40.0%)	36.0% (36.0%)	-	-
千葉県(千葉市)	27.9% (31.2%)	57.0% (55.6%)	-	32.5% (50.0%)
東京都	14.9%	14.1%	38.2%	33.6%
神奈川県	16.5%	34.2%	-	24.6%
新潟県(新潟市)	40.0% (55.9%)	53.0% (53.0%)	-	57.0% (57.0%)
富山県	18.5%	46.0%	-	33.3%
石川県(金沢市)	15.9% (15.4%)	40.0% (40.0%)	-	35.0% (35.0%)
福井県	16.6%	33.0%	-	35.0%
山梨県	28.8%	※1 57.7%	-	50.0%以上
長野県	16.1%	40.7%	-	36.5%
岐阜県	16.1%	48.1%	-	37.5%
静岡県(静岡市)(浜松市)	21.9% (48.5%) (26.7%)	45.0% (53.0%) (56.0%)	-	46.0% (52.0%) (49.0%)
愛知県	15.9%	28.5%	-	30.1%
三重県	28.8%	48.4%	-	40.0%
滋賀県	34.3%	52.2%	-	60.2%
京都府	14.8%	※1 25.0%	-	33.0%
大阪府	11.6%	47.0%	-	38.0%
兵庫県	19.2%	37.5%	37.9%	47.1%
奈良県	17.4%	27.0%	-	31.0%

	H30年度末実績	5年目	7年目	10年目
		(R6年度末) 3歳未満	(R8年度末) 3歳以上就学前	(R11年度末) 学童期以降
国が策定要領に示す数値	20.5%	75.0%以上	75.0%以上	50.0%以上
和歌山県	20.5%	32.0%	-	42.1%
鳥取県	24.6%	※2 40.0%	-	60.0%
島根県	23.4%	35.0%	-	概ね40%以上
岡山県(岡山市)	32.7% (14.0%)	75.0% (75.0%)	75.0% (75.0%)	50.0% (50.0%)
広島県(広島市)	14.1% (18.8%)	29.0% (29.0%)	-	42.4% (42.4%)
山口県	20.0%	※2 33.3%	-	45.0%
徳島県	12.8%	60.0%	55.0%	43.0%
香川県	23.8%	51.7%	※2 40.5%	40.0%
愛媛県	18.1%	48.0%	60.7%	33.3%
高知県	18.7%	40.0%	-	50.0%
福岡県	20.7%	52.4%	60.4%	41.9%
佐賀県	31.1%	53.6%	75.0%	48.0%
長崎県	17.6%	61.8%	37.4%	40.3%
熊本県(熊本市)	12.4% (10.8%)	45.4% (45.4%)	44.2% (44.2%)	30.3% (30.3%)
大分県	33.1%	75.0%	-	35.0%~ 50.0%
宮崎県	13.4%	36.0%	-	35.0%
鹿児島県	17.5%	39.7%	56.5%	37.4%
沖縄県	34.7%	※2 37.0%	-	40.0%
仙台市	27.7%	38.9%	52.5%	44.3%
横浜市	15.2%	33.1%	43.0%	31.4%
川崎市	23.2%	75.0%	75.0%	50.0%
相模原市	16.9%	75.0%	76.0%	50.0%
名古屋市	14.4%	45.0%	-	30.0%
京都市	13.1%	75.0%	75.0%	50.0%
大阪市	16.5%	25.5%	-	33.9%
堺市	12.4%	31.4%	-	32.2%
神戸市	12.4%	※1 38.0%	-	30.9%
北九州市	19.1%	38.6%	42.9%	32.1%
福岡市	47.9%	77.1%	76.9%	58.8%
世田谷区		76.9%	77.4%	50.2%
横須賀市	18.9%	※2 33.0%	-	45.0%
明石市		57.1%	-	62.1%

◎道・県と指定都市等が一体で計画を策定している場合は、カッコ()で記載している。